○小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成１７年３月２５日

１６小高第１６９号

（目的）

第１条　この要綱は、成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、市が費用を助成することにより、判断能力が不十分な高齢者（以下「高齢者」という。）並びに知的障害者及び精神障害者（以下「高齢者等」という。）の福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　助成の対象者は、民法（明治２９年法律第８９号）第７条、第１１条、第１５条第１項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）が行われた者のうち、次の表の左欄に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、同表右欄に掲げる者のいずれかに該当する高齢者等とする。

（１）　本市に住所を有する者 （２）　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１８条第２項の規定により本市が措置を採っている者 （３）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１９条第２項の規定により本市が保護を実施している者 （４）　知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１６条第１項第２号及び第３号の規定により本市が措置を採っている者 （５）　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条第１項の	（１）　生活保護法の規定による被保護世帯に属する者 （２）　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）の規定による支援給付受給世帯に属する者 （３）　対象者の属する世帯の収入及び預貯金、債権、株式その他の金融資産（以下「預貯金等」という。）の額から審判請求の申立て費用及び後見人等の開始後の報酬の額を控除した額が、当該世帯に係る生活保護法による保護の基準（昭和３８

規定により本市が同項各号に掲げる措置を採っている者 （６）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１３条第１項又は第２項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされた者 （７）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第１９条第３項又は第４項の規定により本市が介護給付費等の支給決定を行った者	年厚生省告示第１５８号）により算定した最低生活費を下回る世帯に属する者 （４）　次のアからエまでのいずれにも該当する世帯に属する者 ア　世帯員全員が市民税非課税である世帯 イ　世帯の年間収入の合計額が、単身世帯にあっては１５０万円、単身世帯でない世帯にあっては１５０万円に世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下である世帯 ウ　世帯の預貯金等の合計額が、単身世帯にあっては３５０万円、単身世帯でない世帯にあっては３５０万円に世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下である世帯 エ　世帯員が居住する家屋その他の日常に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない世帯 （５）　前各号に掲げる者のほか、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると、高齢者にあっては市長が、知的障害者及び精神障害者にあっては小牧市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が認める者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、関係市町村と協議の上、市長がやむを得ないと認めるときは、助成の対象とすることができる。

(1) 身体障害者福祉法第１８条第２号の規定のより本市以外の市区町村が措置を採っている者

(2) 生活保護法第１９条第２項又は第３項の規定により本市以外の市区町村が保護を実施している者

(3) 知的障害者福祉法第１６条第２号及び第３号の規定により本市以外の市区町村が措置を採っている者

(4) 老人福祉法第１１条第１項の規定により本市以外の市区町村が同項各号に掲げる措置を採っている者

(5) 介護保険法第１３条第１項又は第２項の規定により本市以外の市区町村が行う介護保険の被保険者とされた者

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第１９条第３項又は第４項の規定により本市以外の市区町村が介護給付費等の支給決定を行った者

３　前２項の規定にかかわらず、審判請求により付された後見人、保佐人又は補助人が当該後見人、保佐人又は補助人を付された高齢者等の親族（民法第７２５条に規定する親族をいう。）である場合は助成の対象としない。

（対象となる費用）

第３条　助成の対象となる費用は、次の各号に掲げる費用等の区分に応じ、当該各号に掲げる費用等の全部又は一部とする。

(1) 審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）　審判請求に係る切手購入費用、収入印紙購入費用、診断書作成費用及び鑑定費用

(2) 後見人、保佐人又は補助人及び成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見人等」という。）の報酬　民法第８６２条（同法第８５２条、第８７６条の３第２項、第８６７条の５第２項、第８

６７条の８第２項及び第８６７条の１０第１項において準用する場合を含む。）の規定により、家庭裁判所が決定した額とする。ただし、月額２８，０００円（別表に掲げる施設等に月の日数の半数以上入所又は入院している月にあっては、１８，０００円）を上限とする。

（助成の申請）

第４条　審判請求費用又は後見人等の報酬の助成を受けようとする者は、審判請求費用・後見人等報酬助成申請書（様式第１）を、高齢者にあっては市長に、知的障害者又は精神障害者にあっては福祉事務所長に提出しなければならない。

２　前項の申請書に添付する書類は、次の各号に掲げる助成の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 審判請求費用の助成　審判請求に要した費用の額を証する書類

(2) 後見人等の報酬の助成　家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し、後見等事務報告書の写し及び財産目録書等の写し

３　審判請求費用の助成の申請は審判請求に係る審判が確定した日の翌日から起算して１８０日以内に、後見人等の報酬の助成の申請は報酬付与の審判が確定した日の翌日から起算して１８０日以内に行わなければならない。

（助成の決定）

第５条　市長又は福祉事務所長は、前条第１項の申請があったときは、当該申請書の内容を確認し、その結果を審査請求費用・後見人等報酬助成決定・却下通知書（様式第２）により当該申請をした者に通知する。

（後見人等の報告義務）

第６条　後見人等の報酬の助成を受けている者は、資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに、市長又は福祉事務所長に報告しなければならない。

（助成の中止）

第７条　市長又は福祉事務所長は、助成の対象者が第２条に規定する要件を満たさなくなったときは、後見人等の報酬の助成を中止する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則（平成２９年２９小長第９０５号）

この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。

附　則（平成２９年２９小長第３１６４号）

１　この要綱は、平成３０年１月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に改正前の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙（様式第２に限る。）は、改正後の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（平成３１年３１小長第１５２号）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

２　改正後の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に審判請求が行われた者に係る審判請求費用又は後見人等の報酬の助成について適用し、同日前に審判請求が行われた者に係る審判請求費用又は後見人等の報酬の助成については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際に現に改正前の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和元年３１小長第８５９号）

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和７年６小障第２７１６号）

１　この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。

２　改正後の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に審判請求が行われた者に係る審判請求費用又は後見人等の報酬の助成について適用し、同日前に審判請求が行われた者に係る審判請求費用又は後見人等の報酬の助成については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際現に改正前の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙（様式第１に限る。）は、改正後の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第３条関係）

（１）　老人福祉法第２０条の３に規定する老人短期入所施設（１月を超えて入所した場合に限る。）

（２）　老人福祉法第２０条の４に規定する養護老人ホーム

（３）　老人福祉法第２０条の５に規定する特別養護老人ホーム

（４）　老人福祉法第２０条の６に規定する軽費老人ホーム

（５）　老人福祉法第２９条の規定による届出の対象となる有料老人ホーム（未届け施設を含む。）

（６）　介護保険法第８条第２０項に規定する認知症対応型共同生活介護が提供される施設

（７）　介護保険法第８条第２８項に規定する介護老人保健施設

（８）　介護保険法第８条第２９項に規定する介護医療院

（９）　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供等を行う有料老人ホームに該当するもの

（１０）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１１項に規定する障害者支援施設

（１１）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１７項に規定する共同生活援助が提供される施設

（１２）　生活保護法第３８条に規定する保護施設

（１３）　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院

（１４）　医療法第１条の５第２項に規定する診療所

（１５）　前各号に掲げる施設に準ずる施設として市長又は福祉事務所長が認める施設

様式第１その１（第４条関係）

審判請求費用・後見人等報酬助成申請書

年　　月　　日

（宛先）小牧市長

（申請者）

次のとおり審判請求費用・後見人等報酬の助成を申請します。

被後見人等	氏　名	個人番号	生年月日	年　月　日
	住　所	電話番号		
後見人等	氏　名		生年月日	年　月　日
	住　所	電話番号		
申請理由				
後見等の内容				

上記申請にあたり、市が本申請の対象者要件を審査するため、市が保有する課税台帳や生活保護受給情報等、審査に必要な個人情報を利用することに同意します。

上記に関する審判請求費用・後見人等報酬助成費を次の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀　行 信用金庫 信用組合 農　協	本　店 支　店 支　所 出張所	種目	１　普通　２　当座　３　その他
			口　座　番　号	
	フリガナ 口座名義人			

備考１　この様式は、被後見人等が高齢者の場合に使用する。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第１その２（第４条関係）

審判請求費用・後見人等報酬助成申請書

年　　月　　日

（宛先）小牧市福祉事務所長

（申請者）

次のとおり審判請求費用・後見人等報酬の助成を申請します。

被後見人等	氏　名	個人番号	生年月日	年　月　日
	住　所	電話番号		
後見人等	氏　名		生年月日	年　月　日
	住　所	電話番号		
申請理由				
後見等の内容				

上記申請にあたり、市が本申請の対象者要件を審査するため、市が保有する課税台帳や生活保護受給情報等、審査に必要な個人情報を利用することに同意します。

上記に関する審判請求費用・後見人等報酬助成費を次の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	１　普通　２　当座　３　その他
			口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

備考１　この様式は、被後見人等が知的・精神障害者の場合に使用する。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第２その１（第５条関係）

審判請求費用・後見人等報酬助成決定・却下通知書

第　　号
年　　月　　日

様

小牧市長

年　　月　　日に申請のありました審判請求費用・後見人等報酬助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

後見人等	氏　名		生年月日	年　月　日
	住　所	電話番号		
報　酬　額				
却下・減額の　理　由				

備考１　この様式は、被後見人等が高齢者の場合に使用する。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第２その２（第５条関係）

審判請求費用・後見人等報酬助成決定・却下通知書

第　　号
年　　月　　日

様

小牧市福祉事務所長

年　　月　　日に申請のありました審判請求費用・後見人等報酬助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

後見人等	氏　名		生年月日	年　月　日
	住　所	電話番号		
報　酬　額				
却下・減額の　理　由				

備考１　この様式は、被後見人等が知的・精神障害者の場合に使用する。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第１その１（第４条関係）

様式第１その２（第４条関係）

様式第２その１（第５条関係）

様式第２その２（第５条関係）